令和７年６月１０日　　第１２７０８号

岡山県公報

発行　岡山県

目　次

【規　則】
○岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則（県例規集登載）　都市計画課

【告　示】
○特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請　環境管理課
○精神通院医療を担当する医療機関の指定　健康推進課
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧　水産課

【公　告】
○落札者等の決定　財産活用課
○土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧　耕地課
○落札者等の決定　教育委員会

【選挙管理委員会】
○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数　選挙管理委員会

担当課（室）

目　次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十九号

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年六月十日

岡山県知事　伊　原　木　　隆　　太

岡山県屋外広告物規則の一部を改正する規則

岡山県屋外広告物規則（昭和四十一年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第三項第三号中「第三十四条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

1　申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　称　新見市

住　所　岡山県新見市新見310番地3

氏　名　新見市長　石田　實

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名　称　神郷温泉

所在地　岡山県新見市神郷高瀬3188－1

(3) 特定施設に関する事項

区分		新設		新設		新設		新設		新設	
工場又は事業場における施設番号		５－①～⑧		６－①～④		７－①、②		８－①～⑥		２－⑤	
種類		66の3－イ 旅館業の用に供するちゆう房施設		66の3－ロ 旅館業の用に供する洗濯施設		同左		66の3－ハ 旅館業の用に供する入浴施設		66の3－イ 旅館業の用に供するちゆう房施設	
能力		12食/日		６－①、④　4.5kg/回 ６－②、③　6kg/回		７－①　6kg/回 ７－②　4.5kg/回		８－①、②　10.13㎥ ８－③、④　4.85㎥ ８－⑤、⑥　6.7㎥		18食/日	
工事着手予定年月日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工事完成予定年月日		許可後直ちに									
使用開始予定年月日		許可後直ちに									
使用時間間隔及び１日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続８時間 冬季は使用時間減少		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量（㎥/日）	1.2	4	1.2	2	0.6	1	43	43	0.2	0.5
	ｐＨ	5.8～8.6	5.8～8.6	同左						同左	
	ＢＯＤ（mg/Ｌ）	300	400	20	30					300	400
	ＣＯＤ（mg/Ｌ）	300	400	20	30					300	400
	Ｓ　Ｓ（mg/Ｌ）	250	300	30	40			同左		250	300
	油分（mg/Ｌ）	30	40	3	5					30	40
	Ｔ－Ｎ（mg/Ｌ）	50	70	10	20					50	70
	Ｔ－Ｐ（mg/Ｌ）	15	20	1	2	同左				15	20
	大腸菌数（CFU/mL）	無数	無数							同左	
	ふっ素（mg/Ｌ）	－	－					≦8	8	－	－
	ほう素（mg/Ｌ）	－	－	同左				≦10	10	－	－
	砒素（mg/Ｌ）	－	－					≦0.1	0.1	－	－
	マンガン（mg/Ｌ）	－	－					≦10	10	－	－

備考　１　種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第１の号番号及び名称とする。

２　５－①～⑧から排出される汚水等は８基の合計、６－①～④から排出される汚水等は４基の合計、７－①、②から排出される汚水等は２基の合計、８－①～⑥から週１回排出される汚水等は６基の合計である。

区分		変更前		変更後		変更前		変更後		変更前	
工場又は事業場における施設番号		１－①～③		同左		２－①～④		同左		３	
種類		66の3－イ 旅館業の用に供するちゆう房施設		同左		同左		同左		同左	
能力		18食/日		24食/日		18食/日		同左		250食/日	
工事着手予定年月日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに		－	
工事完成予定年月日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに		－	
使用開始予定年月日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに		－	
使用時間間隔及び１日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		８時間 冬季は使用時間減少		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量（㎥/日）	0.6	1.5	同左		0.8	2	同左		8.0	8.5
	ｐＨ	5.8～8.6	5.8～8.6			同左				同左	
	ＢＯＤ（mg/Ｌ）	300	400								
	ＣＯＤ（mg/Ｌ）	300	400								
	Ｓ　Ｓ（mg/Ｌ）	250	300								
	油分（mg/Ｌ）	30	40								
	Ｔ－Ｎ（mg/Ｌ）	50	70								
	Ｔ－Ｐ（mg/Ｌ）	15	20								
	大腸菌数（CFU/mL）	無数	無数								
	ふっ素（mg/Ｌ）	－	－								
	ほう素（mg/Ｌ）	－	－								
	砒（ひ）素（mg/Ｌ）	－	－								
	マンガン（mg/Ｌ）	－	－								

備考　１　種類は、水質汚濁防止法施行令別表第１の号番号及び名称とする。
　　２　１－①～③から排出される汚水等は３基の合計、２－①～④から排出される汚水等は４基の合計である。

区分		変更後		変更前		変更後	
工場又は事業場における施設番号		３		４－①、②		同左	
種類		66の3－イ 旅館業の用に供するちゆう房施設		66の3－ハ 旅館業の用に供する入浴施設		同左	
能力		320食/日		1.6㎥		0.4㎥	
工事着手予定年月日		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用開始予定年月日		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び１日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		８時間 冬季は使用時間減少		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量（㎥/日）	8	11	10	12	0.8	1.6
	ｐＨ	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		同左	
	ＢＯＤ（mg/Ｌ）	300	400			20	30
	ＣＯＤ（mg/Ｌ）	300	400			20	30
	Ｓ　Ｓ（mg/Ｌ）	250	300			30	40
	油分（mg/Ｌ）	30	40			3	5
	Ｔ－Ｎ（mg/Ｌ）	50	70			10	20
	Ｔ－Ｐ（mg/Ｌ）	15	20			1	2
	大腸菌数（CFU/mL）	無数	無数			同左	
	ふっ素（mg/Ｌ）	－	－				
	ほう素（mg/Ｌ）	－	－				
	砒素（mg/Ｌ）	－	－				
	マンガン（mg/Ｌ）	－	－				

備考　１　種類は、水質汚濁防止法施行令別表第１の号番号及び名称とする。
　　２　４－①、②から排出される汚水等は２基の合計である。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区分		変更前				変更後			
工場又は事業場における施設番号		し尿処理浄化槽（350人槽）				同左			
種類及び型式		合併処理浄化槽							
構造		RC							
主要寸法		12.82×5.84×4.70m							
能力		74㎥/日							
処理の方法		接触ばっ気方式＋接触酸化方式							
工事着手予定年月日		－				許可後直ちに			
工事完成予定年月日		－				許可後直ちに			
使用開始予定年月日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量（㎥/日）	60	60	74	74	同左			
	ｐＨ	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6				
	ＢＯＤ（mg/Ｌ）	200	200	15	20				
	ＣＯＤ（mg/Ｌ）	200	200	25	30				
	ＳＳ（mg/Ｌ）	250	250	50	70				
	油分（mg/Ｌ）	20	20	痕跡	3				
	Ｔ－Ｎ（mg/Ｌ）	50	50	30	40				
	Ｔ－Ｐ（mg/Ｌ）	20	20	3	5				
	大腸菌数（CFU/mL）	無数	無数	≦800	≦800				
	ふっ素（mg/Ｌ）	－	－	－	－	≦8	8	≦8	8
	ほう素（mg/Ｌ）	－	－	－	－	≦10	10	≦10	10
	砒素（mg/Ｌ）	－	－	－	－	≦0.1	0.1	≦0.1	0.1
	マンガン（mg/Ｌ）	－	－	－	－	≦10	10	≦10	10

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排出口 No.1		同左		排出口 No.2		同左	
区分	変更前		変更後		変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量（㎥/日）	60	74	同左		8	10	14.4	20
ｐ　Ｈ	5.8～8.6	5.8～8.6			同左		同左	
ＢＯＤ（mg/Ｌ）	15	20			10	15		
ＣＯＤ（mg/Ｌ）	25	30			同左			
Ｓ　Ｓ（mg/Ｌ）	50	70						
油　分（mg/Ｌ）	痕跡	3						
Ｔ－Ｎ（mg/Ｌ）	30	40						
Ｔ－Ｐ（mg/Ｌ）	3	5						
大腸菌数（CFU/mL）	≦800	≦800						
ふっ素（mg/Ｌ）	－	－	≦8	8	－	－		
ほう素（mg/Ｌ）	－	－	≦10	10	－	－		
砒素（mg/Ｌ）	－	－	≦0.1	0.1	－	－		
マンガン（mg/Ｌ）	－	－	≦10	10	－	－		

２　縦覧の期間及び場所

(1) 期　間　令和７年６月 10 日から同年７月１日まで

(2) 場　所　岡山県環境文化部環境管理課及び新見市役所

ホームページ　https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/

◎岡山県告示第三百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年六月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

指定した医療機関の名称	所在地	指定年月日
みずしま協同クリニック	倉敷市水島南春日町一―二	令和七年六月一日
訪問看護ステーションクローバー	倉敷市児島小川九―五―八	令和七年六月一日

◎岡山県告示第三百六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　発起人の住所及び氏名

笠岡市真鍋島四一五八　川東　恒夫

笠岡市真鍋島四〇四五　久一　博史

二　加入区

真鍋島

三　漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

笠岡市漁業協同組合

四　縦覧期間

令和七年六月十日から同月二十四日まで

五　縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

〔二六一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年六月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　落札に係る物品及び数量
岡山県庁舎で使用する電気
使用予定電力量五、〇六七、〇〇〇キロワット時（十六ヶ月間）

二　納入期間
令和七年八月一日から令和八年十一月三十日まで

三　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部財産活用課
岡山市北区内山下二丁目四番六号

四　落札者を決定した日
令和七年五月二十六日

五　落札者の名称及び所在地
新エネルギー開発株式会社
兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号

六　落札金額
八七、八九九、五一八円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

七　契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

八　入札公告日
令和七年四月一日

〔二六二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備中県民局長に申し出ることができる。

令和七年六月十日

岡山県知事　伊　原　木　　隆　　太

一　申請者
　上原井領土地改良区
二　地区名
　上原井領土地改良区（団体営土地改良（維持管理）事業）
三　縦覧に供する書類
　計画変更を必要とする理由書
　土地改良区定款
　事業変更計画書
四　縦覧の期間
　令和七年六月十日から同年七月一日まで
五　縦覧の場所
　岡山県備中県民局農林水産事業部

〔二六三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年六月十日

岡山県知事　伊原木　隆太

一　調達件名
　令和七年度ＩＣＴ支援員等配置業務委託
二　契約期間
　令和七年六月二日から令和八年三月三十一日まで
三　契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
　岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室
　岡山市北区内山下二丁目四番六号
四　落札者を決定した日
　令和七年五月二十二日
五　落札者の名称及び所在地
　株式会社エージェント
　東京都渋谷区道玄坂二―二五―一二
六　落札金額
　三三、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、〇〇〇、〇〇〇円）
七　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
八　入札公告日
　令和七年四月十一日

◎岡山県選管告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年六月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長　大　林　裕　一

一　選挙権を有する者の総数の五十分の一の数　三〇、五五九

二　選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）　二九〇、九九三

三　地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、六六五	高梁市	七、四一八
岡山市中区	三九、八七〇	新見市	七、五二九
岡山市東区	二五、四七三	備前市・和気郡	一二、五五九
岡山市南区	四五、四〇八	瀬戸内市	一〇、一二五
倉敷市・都窪郡	一三三、五二二	赤磐市	一一、七六三
津山市・苫田郡・勝田郡	三四、三〇五	真庭市・真庭郡	一一、八一五
玉野市	一五、六一七	美作市・英田郡	七、四七八
笠岡市	一二、五九八	浅口市・浅口郡	一二、二五五
井原市・小田郡	一四、一四五	久米郡	四、八六三
総社市	一八、七二四		